

令和3年5月18日

公 告

分任契約担当官

自衛隊函館地方協力本部長 久保 健昭

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

No.	品名	規格	数量	単位	備考
1	エコパネル	A 1 判 CR-KFA1-SL	1 0	個	又は同等品以上
2	エコパネル	A 2 判 CR-KFA2-SL	1 0	個	又は同等品以上
	エコパネル	A 3 判 CR-KFA3-SL	1 0	個	又は同等品以上

(2) 納品場所：自衛隊函館地方協力本部

(3) 納入期限：令和3年6月30日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D」以上の格付けを有する者
- (4) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に適合する者であること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所：自衛隊函館地方協力本部及び北部方面会計隊ホームページ

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：自衛隊函館地方協力本部 会議室
- (2) 日時：令和3年5月31日 09時00分～

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が判断し難い入札
- (4) 入札書（押印省略をした業者）の担当者氏名及び連絡先が記載されていない入札
- (5) 入札書（押印を省略しない業者）の押印された印影が判別し難い入札
- (6) 電報・FAXによる入札
- (7) 到着日時に遅れた郵便等による入札
- (8) 宣誓した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (9) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）、は上記の公告にたいして「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

7 契約書の作成：契約金額が50万円を超えた場合、遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が50万円を超えない場合には作成を省略することができる。

8 落札決定方式：**総額による**。当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。ただし契約書を作成しない場合は落札者を決定したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目は8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目は108分の100）に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、開札における入札者の立会傍聴は認めない。件名を記入した小封筒に入札書を入れて封をして、資格審査結果通知書（写）と共に「〇〇 入札書在中」と明記した封筒に入れて**令和3年5月28日17時00分**までに自衛隊函館地方協力本部へ必着とする。併せて電話にて入札書が到着しているかの確認を行うものとする。
- (6) 再度入札に関しては、**令和3年6月4日09時00分**に実施するため、入札書を**令和3年6月3日17時00分**までに自衛隊函館地方協力本部へ必着とする。

10 入札に関する問い合わせ先：自衛隊函館地方協力本部 総務課 伊藤

TEL 0138-53-6241

FAX 0138-53-6242

1 1 公告揭示場所及び期間

- (1) 揭示場所：函館地方協力本部、函館駐屯地、函館商工会議所、北斗市商工会、
北部方面会計隊 HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
自衛隊函館地方協力本部 HP <https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/>
- (2) 揭示期間：令和3年5月18日～令和3年5月31日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合